財務諸表に対する注記

- 1、継続事業の前提に関する注記 該当なし
- 2、重要な会計方針
 - (1)有価証券の評価基準及び評価方法 該当なし
 - (2)固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産 定額法によっている。
 - ② 無形固定資産 定額法によっている。
 - (3)引当金の計上基準
 - ① 退職給付引当金

退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当法人の負担する独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部の掛け金相当額を経費処理している。

3、重要な会計方針の変更 該当なし

4、法人が採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部の 退職共済制度に加入している。

5、法人が作成する財務諸表と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下の通りになっている。

(1)法人全体の財務諸表

第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式

(2)事業区分別内訳表

第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式 ただし当法人で実施している事業は社会福祉事業のみであるため、 この内訳表は作成していない。

- (3)社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式) ただし当法人では、拠点区分が一つのため作成していない。
- 6、基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額が以下のとおりである

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	79,320,000			79,320,000
建物	828,458,729	115,104,800	45,622,132	897,941,397
合計	907,778,729	115,104,800	45,622,132	977,261,397

7、会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等 特別積立金の取り崩し 該当なし

8、担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(基本財産)

	取手市下高井字水砂2148-1 宅地 823.86㎡ 15,705,954円					
	取手市下高井字水砂2148-1	宅地	$823.86\mathrm{m}^2$		15,705,954	円
	取手市下高井字水砂2149-1	宅地	123.94m^2		2,347,306	円
	取手市下高井字水砂2150	宅地	1034.00m^2		19,732,635	円
	取手市下高井字水砂2151	宅地	909.00m^2		17,347,161	円
	取手市下高井字水砂2152-1	宅地	429.00m^2		8,186,944	円
	取手市下高井字水砂2153-6	宅地	$3.44\mathrm{m}^2$		40,787	円
	取手市下高井字水砂2153-7	宅地	$14.97\mathrm{m}^{^{2}}$		165,994	円
	取手市下高井字水砂2153-1	宅地	$146.00\mathrm{m}^2$		1,731,089	円
	取手市下高井字水砂2148-9	宅地	$1028.00\textrm{m}^{\textrm{2}}$		12,188,760	円
	取手市下高井字水砂2148-10	宅地	$158.00\mathrm{m}^2$		1,873,370	円
				小計	79,320,000	円
(基本財産)					

建物(

鉄筋コンクリート造陸屋	897,941,397 円
計	977,261,397 円
担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。	
設備資金供入全(1年以内返済予定額を含む)	171.980.000 円

9、固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位・円)

171,980,000 円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	1,503,214,050	605,272,653	897,941,397
建物(その他固定資産)	1,942,974	391,329	1,551,645
車両運搬具	33,863,788	27,327,270	6,536,518
器具及び備品	170,641,908	135,194,502	35,447,406
ソフトウェア	2,321,880	1,418,122	903,758
合計	1,711,984,600	769,603,876	942,380,724

- 10、債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高 該当なし
- 11、満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 該当なし
- 12、関連当事者との取引の内容 該当なし
- 13、重要な偶発債務 該当なし
- 14、重要な後発事象 該当なし
- 15、その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産・負債及び 純資産の状態を明らかにするために必要な事項 該当なし